

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 30 日 (金) 第 204 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

〇くろまぐる (小 型 魚) に 関 する 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 の 変 更 (水 産 振 興 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 602 号

漁 業 法 (昭 和 24 年 法 律 第 267 号) 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , く ろ ま ぐ る (小 型 魚) に 関 す る 令 和 3 管 理 年 度 に お け る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 3 年 4 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管 理 の 対 象 と な る 期 間
令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
- 2 都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量 に つ い て , 本 県 に 定 め ら れ た 数 量
10.1 ト ン
- 3 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量

知 事 管 理 区 分	配 分 数 量
鹿 児 島 県 定 置 漁 業 (上 半 期)	4.6 ト ン
鹿 児 島 県 定 置 漁 業 (下 半 期)	0.0 ト ン
鹿 児 島 県 そ の 他 の く ろ ま ぐ る (小 型 魚) 漁 業 (上 半 期)	1.5 ト ン
鹿 児 島 県 そ の 他 の く ろ ま ぐ る (小 型 魚) 漁 業 (下 半 期)	3.1 ト ン